令 和 4 年 度 税 制 改 正 要 望

> 令 和 3 年 8 月 農 林 水 産 省

### 第1農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 人・農地など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置(複数 税目)
- 2 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記 の税率の軽減措置(2%→1%)の2年延長(登録免許税)
- 3 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る 課税標準の特例措置(貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2 控除等)の2年延長(固定資産税・都市計画税)
- 4 認定就農者に利用させるため農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置(5年間、課税標準の1/3控除)の2 年延長(固定資産税)

#### 第2農林水産関連産業の振興等

- 1 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の所要の措置(所得税・法人税)
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 (適格合併の要件緩和)の3年延長 (法人税)
- 3 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)(所得税)

【金融庁等2省庁共管】

4 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)の2年延長(登録免許税)

【経産省等3省共管】

5 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置 の2年延長(登録免許税、不動産取得税)

【経産省等2省共管】

### 第3農山漁村の環境対策・活性化の推進

- 1 食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置(所 得税・法人税)
- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(3年間、1/2控除等)の2年延長(固定資産税)
- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)の2年延長等(固定資産税)
  - ※特例割合(バイオマス発電設備 (1万kw以上) の場合): 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合(わがまち特例)

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)の2年延長[畜産事業場・食品製造工場等の汚水・廃液処理施設](固定資産税)
  - ※特例割合:1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合 (わがまち特例)

【経産省等3省共管】

## 第4森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除(収入金額の20%控除等)の2年延長(所得税)
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 (適格合併の要件緩和) の3年延長 (法人税) (再掲)

### 第5 水産施策の推進

- 1 漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (0.4%→0.15%)の拡充(登録免許税)
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 (適格合併の要件緩和)の3年延長 (法人税) (再掲)

# 第6 その他

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長 (印紙税)

【財務省等5省庁共管】